

## 空自第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案についての防衛大臣に対する公正取引委員会からの改善措置要求等について

### 1 オフィス家具等製造業者における談合の認定

3月30日(火)、公正取引委員会は、空自第1補給処が発注する什器類(オフィス家具等)の調達に関して、製造業者間の談合行為を認定し、製造業者5者((株)イトーキ、(株)内田洋行、プラス(株)、ライオン事務器、(株)岡村製作所)に対し、独占禁止法上の排除措置命令及び課徴金納付命令を実施

### 2 空自による入札談合関与行為(「官製談合」)の認定等

- (1) 3月30日(火)、公正取引委員会は、上記談合行為について、航空自衛隊第1補給処職員による入札談合関与行為があった(「官製談合」)と認定し、防衛大臣に対し、入札談合等関与防止法(「官製談合防止法」)に基づく改善措置要求等を実施
- (2) 公正取引委員会からの改善措置要求を受け、官製談合防止法により、防衛大臣は、①再発防止策の検討、②損害賠償請求、③懲戒処分観点から調査、検討を行い、公表するとともに、公正取引委員会に通知する必要(通知の期限の定めはなし)

### 3 防衛省としての対応

#### (1) 調査・検討委員会

- ・ 3月4日に本件について公正取引委員会が事業者に対する事前通知を行ったことを受け、防衛大臣の指示により、速やかに、楠田政務官を長とし、部外有識者も参加する調査・検討委員会を設置
- ・ 3月8日、第1回調査・検討委員会を開催し、公正取引委員会からの改善措置要求を待つまでもなく早急に調査を実施し、ある程度の改善策については夏までにというスケジュール感で調査・検討作業を進めることとした。

#### (2) 改善措置要求への対応

- ・ 改善措置要求を受け、3月30日(木)1500から、第2回調査検討委員会を開催
- ・ 委員会において、速やかに、事案を解明するための徹底的な調査を行い、再発防止に万全を期し、国民の信頼回復に全力で取り組んで参る所存

## 公正取引委員会から防衛大臣に対する改善措置要求等の概要

### 1 改善措置要求の概要

#### (1) オフィス家具等製造業者における談合

公正取引委員会は、空自第1補給処が発注する什器類（オフィス家具等）の調達に関して、製造業者間の談合行為を認定し、製造業者5者（(株)イトーキ、(株)内田洋行、プラス(株)、ライオン事務器、(株)岡村製作所）に対し、独占禁止法上の排除措置命令及び課徴金納付命令を実施

#### (2) 空自第1補給処による入札談合等関与行為の認定等

ア 空自第1補給処資材計画部資材計画課（第1補給処における調達要求部署）の課長は、平成17年度から平成20年度までの間、予算の執行余剰分で調達する物品について、処長等の了解の下、過去に予算執行余剰分によって調達した物品の取引実績、空自の退職者の在籍状況等を考慮し、事業者別の調達要求目標を設定

資材計画課長は、部下に対し、調達要求業務の方針として、調達要求目標を達成できるよう指示

イ 資材計画課の担当班長は、製造業者に対し、入札に用いる同等品リスト（仕様書に記載する各社の同等品の型番を並べて記載したもの）のもととなる並びリストの作成を、第1補給処が調達を希望するメーカーに依頼する方針を明らかにした。また、担当者は、班長の指示を受け、並びリストの作成を、第1補給処が調達を希望するメーカーに依頼した上で、調達要求を実施

ウ 製造業者は、ア及びイに基づき、独占禁止法違反行為を実施。

エ 空自第1補給処職員の上記行為は、官製談合防止法に規定する入札談合関与行為（「事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること」及び「契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること」）に該当

オ 第1補給処職員は、防衛監察本部の監察結果を公正取引委員会に通報（21年5月28日）する前に、関係事業者に対して、防衛監

察本部の監察内容及び公正取引委員会への通報予定を漏洩するとともに、関係事業者の一部に対し、入札談合等関与行為が発覚しないようにするための働きかけを行った。

## 2 公正取引委員会からの要請

改善措置要求に併せ、公正取引委員会から、次のような要請があった。

### (1) オフィス家具等以外の物品について官製談合防止法上の問題を生じさせるおそれ

空自第1補給処においては、オフィス家具等以外についても、OA機器、コピー機、トナー等について、過去の取引実績、空自の退職者の在籍状況等を考慮し、事業者別の調達要求目標を設定し、調達要求を行っていた。これは、第1補給処が希望する事業者に物品を受注させる行為の存在を疑わせるものであり、官製談合防止法上の問題を生じさせるおそれがある。

### (2) 防衛省職員に対する独占禁止法・官製談合防止法の周知不足

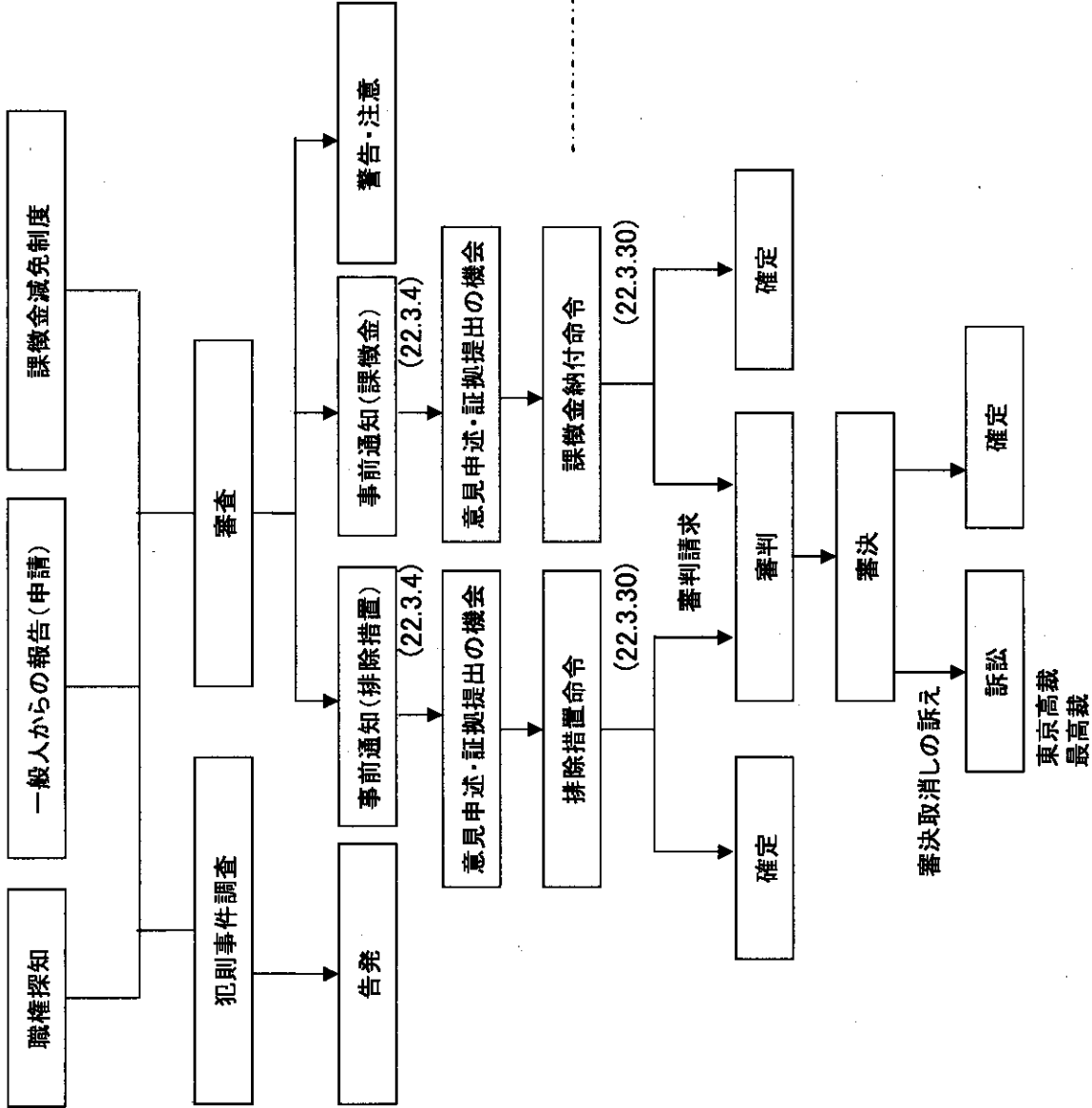
公正取引委員会は、これまでも防衛省の入札業務の問題点について指摘し、改善措置を講ずるよう繰り返し求めてきた（平成11年：石油談合、平成16年：タイヤ・チューブ、平成19年：防衛施設庁土木建築工事）。

それにもかかわらず、今回事案のような事実が認められ、防衛省職員に対する独占禁止法及び官製談合防止法の趣旨・内容の周知が十分なされているとは言い難い。

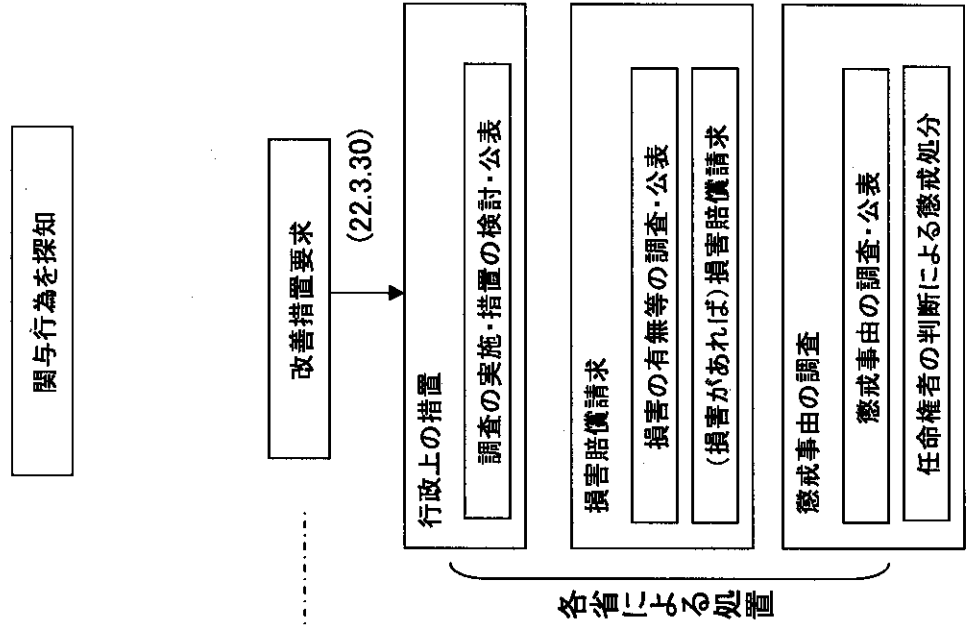
### (3) 要請内容

独占禁止法及び官製談合防止法の趣旨・内容について、職員に周知・徹底し、再発防止のための改善措置を講ずるよう要請する。

# 独占禁止法違反事件処理の流れ



# 入札談合等関与行為防止法処理の流れ



## 空自第1補給処におけるオフィス家具等の事務用品談合事案について

### 1 航空自衛隊第1補給処

- 航空自衛隊に属する第1から第4まである補給処の一つであり、本処は木更津に所在し、東京支処(十条)と立川支処(立川)がある。
- 第1補給処は、事務用家具、事務用品のほか、主として一般市販品(防衛専用品でないもの)の調達を実施

### 2 本件事案判明の経緯等

- 防衛監察本部による平成20年度防衛監察において、空自第1補給処によるオフィス家具等の事務用品の調達(平成17～19年度の契約220件、約57億円)において不自然な入札状況(シェアの固定)が判明
- 平成21年5月、談合情報対応マニュアルに基づき、防衛省から公正取引委員会に通知(公正取引委員会に通知した契約)
  - ・ 契約年度 平成17年度から平成19年度
  - ・ 契約相手方 プラス(株)、(株)イトーギ、(株)ライオン事務器、(株)内田洋行、(株)文祥堂
  - ・ 契約件数及び金額 220件、約57億円
- 平成21年6月、公正取引委員会が、事業者、第1補給処及び同補給処東京支処に対し立入検査を実施。その後も継続して調査。防衛省としては、公正取引委員会の調査に全面的に協力
- 平成22年3月4日、公正取引委員会が、関係事業者に対し、独占禁止法上の排除措置命令及び課徴金納付命令に係る事前通知を実施
- 平成22年3月4日、防衛大臣から、楠田政務官を長とし、公正性・厳正性を確保する観点から第三者の参画も得て、事案の調査及び必要な措置の検討を行うよう指示
- 平成22年3月8日、第1回「航空自衛隊第1補給処オフィス家具等の事務用品談合事案調査・検討委員会」を開催
- 平成22年3月30日、公正取引委員会が、関係事業者に対し、排除措置命令等を、防衛大臣に対し改善措置要求等を実施
- 平成22年3月30日、第2回「航空自衛隊第1補給処オフィス家具等の事務用品談合事案調査・検討委員会」を開催

# 航空自衛隊第1補給処オフィス家具等の事務用品談合事案調査・検討委員会の設置について

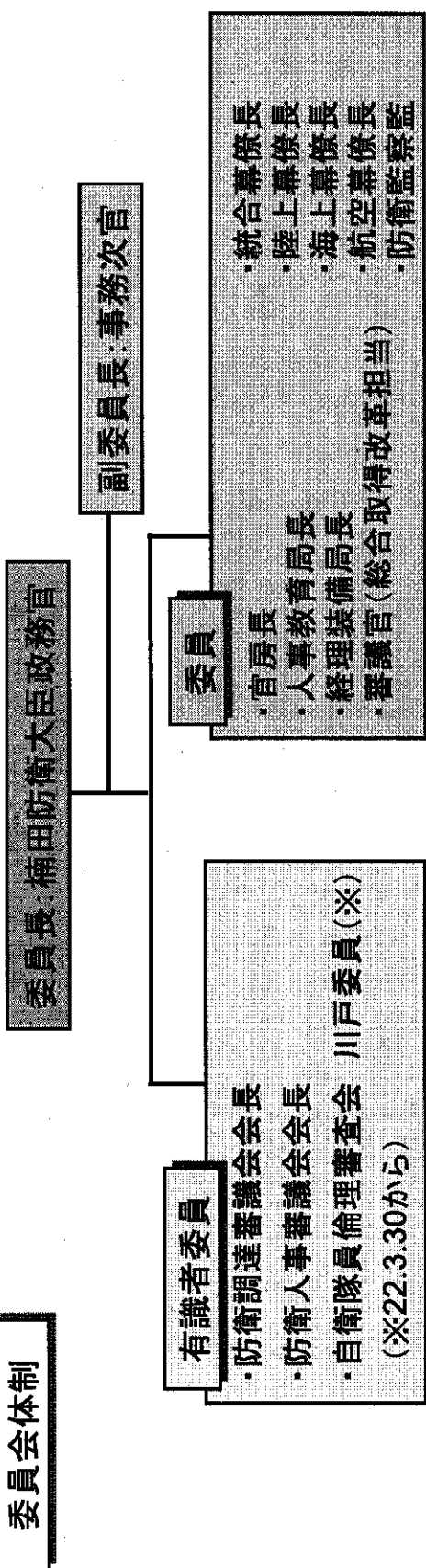
## 大臣指示(22.3.4)

航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の事務用品談合事案に関し、楠田政務官を長として、関係部局の長を委員とするほか、調査の公正性・厳正性、検討の専門性を確保するため、法曹関係者等の学識経験者を参画させ、事案の調査及び必要な措置を検討せよ。

## 調査・検討委員会設置(22.3.5)

本件事案について調査し、必要な措置を検討するため、委員会を設置

## 委員会体制



## 第1回会議(22.3.8)における政務官指示

公正取引委員会からの是正措置要求を待つまでもなく、早急に調査を進め、その調査結果を踏まえたある程度の改善策については夏までにというスケジュール感を持ち、更に防衛省改革の中でも議論するという3段階で進める。

## 第2回会議(22.3.30)における政務官指示

公正取引委員会からの改善措置要求の中で、取引実績やOBの在籍状況を考慮して事業者別の目標を決めていたこと、執行余剰分による調達と記述されている点については、しっかりと調査する必要がある。調査の途中で不十分な調査状況を公表して不信を増幅させるより、徹底的に調査を進め、万全の再発防止策をとる。